



市からののお知らせ

お問い合わせ ☎ ホームページ
☎ メールアドレス
☎ ホームページ
☎ 月曜日

案内

●自動交付機休止のお知らせ

市庁舎1階と市役所附属棟に設置の自動交付機は、2月10日(土)・11日(日)・12日(月)はシステム点検作業等のため使用できませんので、お知らせします。

ただし、10日(土)15時〜21時30分のみ、附属棟の自動交付機は使用できます。

☎ 市民課(☎235・4869)。

●中小企業退職金共済制度 事業者へ奨励補助金を交付

市では、中小企業で働く従業員の福祉の向上・雇用の安定と、中小企業の振興のため、国の退職金共済制度に加入している事業者を対象に奨励補助金を交付します。

▽補助対象者 中小企業退職金共済事業団、または特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結した中小企業者で、市内で事業を営み、市税を完納している方

▽補助金 従業員1人につき共済掛金月額額の10%以内(年額7200円を限度) △持ち物 退職金共済手帳の写し・月掛掛金の支払いが確認できる預金通帳や振込みはがきなどの写し ※申請書は商工課にある。

ります。
申 2月16日(金)までに、直接同課(☎235・4843)へ。

●学校体育館使用団体の登録申請・更新も忘れずに

平成19年度分学校体育館使用団体の登録申請を2月15日(土)28日(金)に受け付けます。この登録は年度単位です。この登録は年度更新している団体も、登録の更新をしてください。登録対象は、市内在住・在勤・在学者で構成され、所在が市内にあり、継続的にスポーツ活動をしている団体です。

☎ スポーツ課(☎235・4927)。

●緑化奨励制度(活用)

市では、緑豊かなまちづくり推進のため、緑化奨励制度を設けています。みなさんもこの制度を活用し、緑化推進にご協力をお願いします。

◇自然緑地保全区域

樹木が健全で、区域内の面積が500平方メートル以上の樹林地を自然緑地保全区域として指定し、所有者等に奨励金を交付しています。

◇自然緑地保存樹木

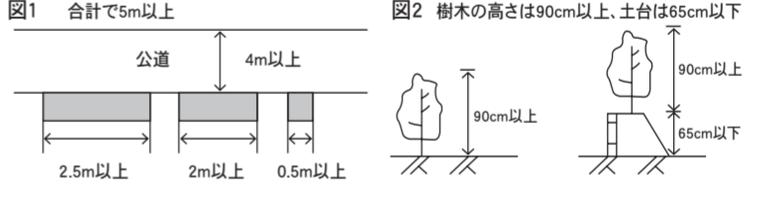
幹周り1.5メートル以上など一定の条件を満たす樹木を自然緑地保存樹木として指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています。

自然緑地保全区域等指定制度

制度	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木
対象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500㎡以上あること	幹周り(地上から1.5mの高さ)が1.5m以上、高さ3m以上あり、健全で美観にすぐれている樹木
指定期間	5年間(所有者等の同意により、指定の更新もできます)	
奨励金額(年額)	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100㎡あたり1,500円を加算した額	樹木1本につき4,000円、並木の場合は1本につき1,000円
昨年度末の状況	約18.7万㎡を指定済	樹木143本、並木16本を指定済

生垣設置等奨励制度

制度	生垣設置	保存生垣
対象となる生垣	①住宅用地で公道等(幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む)に接する生垣の長さが5m以上であること=図1参照 ②樹高90cm以上で、植栽本数は1mにつき3本以上を原則とする ③樹木の種類は、市長が奨励するもので、健全であること。ただし、イブキ類、ハイビヤクシン類を除く ④生垣の土台の高さは、宅地面から65cm以下であること=図2参照 ⑤その他	①左の要件を満たすもので、生垣を設置後、5年以上経過していること ②指定期間は5年。必要に応じて1回更新することができます
奨励金額	1mにつき5,000円(端数は切り捨て)当該年度中、同一敷地内における最高限度額は150,000円	1mにつき400円(端数は切り捨て)。年度途中で指定を受けた場合で指定期間が6か月に満たない場合は、2分の1の金額となります
手続き方法等	生垣を設置する前に公園緑地課へ申請してください	公園緑地課へ申請してください
昨年度末の状況	64m設置済	3,465m指定済



募集

●平成19年度市手話通訳者養成講習会受講者

聴覚障害者の自立と社会参加促進のため、次のとおり講習会を実施します。

▽日時 4月4日〜12月5日の毎週19時〜21時。全45回(うち10回の試験対策特別講習あり) △会場 総合福祉会館 △応募条件 次の①〜④のすべてに該当する方 ①市内在住 ②聴覚障害者と日常手話会話が可能 ③手話通訳者統一試験を目指す ④資格取得後、市に登録し活動可能

▽定員 20人(面接のうえ決定) △面接 3月7日 19時から総合福祉会館で実施 △費用 2000円程度(テキスト代)。

申 3月2日(金)までに障害福祉課(☎235・481)へ。

●都市計画審議会 市民委員を募集

市では、市民の意見を反映したまちづくりに取り組むため、都市計画審議会の市民委員を募集します。

都市計画審議会とは、市長からの諮問を受け、都市計画に関する事項を調査・審議する機関です。

▽資格 ①市内在住で、今年4月1日現在、満20歳以上の方(公務員等公職にある方と、すでに市の審議会等の委員を5つ以上兼務している方を除く) ②年数回平日不定期に開催する審議会に出席できる方

申 都市計画課とホームページで配布の応募用紙に必要事項を記入し、応募理由・将来のまちづくりのあり方などを800字以内にとり、2月15日(土)(消印有効)までに、同課に提出

●保健師など非常勤職員の登録を受付

▽募集職種 保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士

▽従事する事業 高齢者対象の教室・相談・家庭訪問等の相談など ※詳細は高齢福祉課までお問い合わせください。

申 履歴書・資格の免許証の写しを持参し、直接同課(☎235・4951)へ。

●えびな市民活動サポートセンター非常勤職員

えびな市民活動サポートセンターの事業運営、施設

今月の納税・納付

- 一納期限は2月28日(土)です
 - ◆国民健康保険税(9期)
 - ◆清掃手数料 (一般家庭=12・1月分 会社等=1月分)
 - ◆市営住宅使用料(2月分)
 - ◆保育所保育料(2月分)
 - ◆介護保険料(9期)
- 安全・便利な
☐座振替のご利用を

2月の入札公告

契約検査課からのお知らせ
2月の入札公告は、7日(土)3月1日(入札分)です。詳しくは、契約検査課窓口または市ホームページをご覧ください。
☎ 同課(☎235・4618)。

講座・催し

●スポーツチャンバラ教室

軟らかく安全な用具で、チャンバラを楽しむ教室です。

▽日時 3月3日・10日・17日の毎週13時〜15時(全3回) △会場 北部公園体育館 △対象・定員 市内在住の4歳〜小学6年生で、3回とも参加できる方。先着30人 ※未就学児は保護者同伴で △持ち物 運動のできる服装・タオル △費用 300円(3回分)を初日に全額支払い。欠席等の場合返金しません。(7面上に続く)

申 応募用紙に必要事項を記入し、2月15日(土)までに本人が、市民協働課へ持参してください。※面接は、2月19日(日)・20日(月)、えびな市民活動サポートセ